

# 特定施設の手引き

令和5年4月

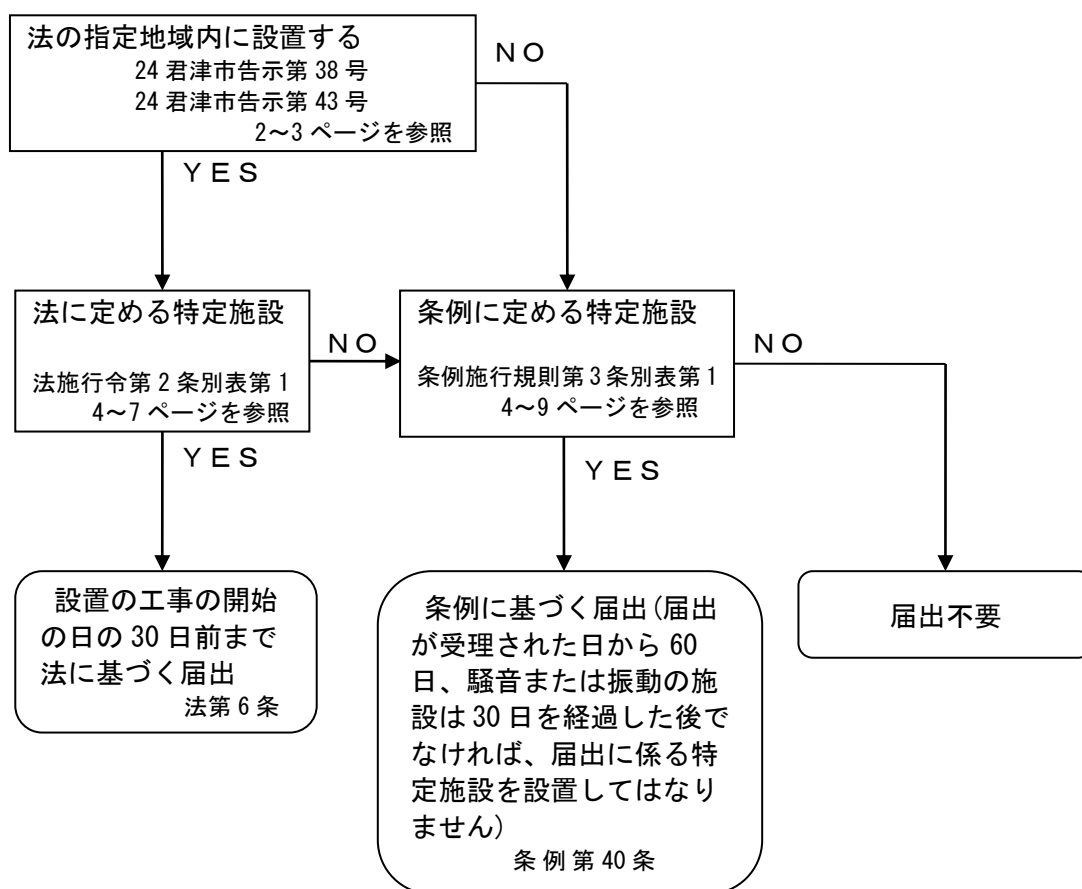
君津市経済環境部環境保全課

## 1. 特定施設とは

工場または事業場に設置される施設のうち、著しい騒音または振動を発生する施設のことを言います（騒音規制法第2条、振動規制法第2条）。

君津市環境保全条例では、騒音または振動以外にもばい煙等を発生し、排出し、または飛散させる機械若しくは施設のことを言います（君津市環境保全条例第2条）。

## 2. 特定施設届出のフロー図



※ 当該特定施設の設置工事開始日の翌日を起算日として、60日、30日前までに届出の必要がありますので、設置工事開始可能日は届出日の61日後、31日後になります。

### 備考

法：騒音規制法、振動規制法

条例：君津市環境保全条例

### 3. 指定地域

#### 3-1. 騒音規制法の指定地域（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定 平成24年4月1日 君津市告示第38号より）

用途地域 並びに

- ①大字中島字木ノ下、和田下、ボチヤシキ、久保田及びタカギワの全部の地域、
- ②大字泉字鍛冶屋前、竹ノ下、南田、泉台、越堀及び星谷の全部の地域、
- ③大字法木作字西畑88番1地先から大字六手字沖田351番3地先までの県道荻作君津線の両側200メートルの地域、
- ④大字六手字神明渡259番4地先から大字中島字中島292番9地先までの市道六手・中島線の両側200メートルの地域、
- ⑤大字中島字北原田647番3地先から大字福岡字西根472番1地先までの市道君津・清和線の両側200メートルの地域、
- ⑥大字福岡字西根473番1地先から字高原218番1地先までの県道小櫃佐貫停車場線の両側200メートルの地域、
- ⑦大字福岡字高原217番1地先から大字西栗倉字田縁132番1地先までの市道君津・清和線の両側200メートルの地域、
- ⑧大字西栗倉字天神下131番2地先から130番1地先までの県道久留里鹿野山湊線の両側200メートルの地域、
- ⑨大字塚原字代畑111番1地先から字仲町69番2地先までの市道塚原・行馬線の両側200メートルの地域、
- ⑩大字西栗倉字湯ノ上120番地先から大字東栗倉字七福415番1地先までの国道465号の両側200メートルの地域、
- ⑪大字内箕輪1丁目27番1地先から大字東栗倉字七福415番2地先までの県道君津鴨川線の両側100メートルの地域、
- ⑫大字青柳字天王原及び東天王原の全部の地域、
- ⑬大字青柳字スタレ172番2地先から木更津市境界までの国道410号の両側200メートルの地域、
- ⑭大字俵田字菊沢38番1地先から木更津市境界までの市道小櫃松丘線の両側200メートルの地域、
- ⑮大字吉野字尾代場180番1地先から大字三田字毛無田270番1地先までの県道加茂木更津線の両側100メートルの地域、
- ⑯大字三田字毛無田270番1地先から大字末吉字下浪帰226番1地先までの県道加茂木更津線の両側200メートルの地域、
- ⑰大字末吉字作畑589番4地先から大字末吉字後宿898番地先までの市道末吉線の両側100メートルの地域、
- ⑱大字吉野字尾代場180番1地先から字走口117番地先までの市道川谷小櫃線の両側100メートルの地域、
- ⑲大字小市部字橋戸の全部の地域、
- ⑳大字久留里市場の全部の地域並びに大字久留里字安住の全部の地域

### 3-2. 振動規制法の指定地域（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定 平成24年4月1日 君津市告示第43号より）

用途地域のうち工業専用地域を除いた地域 並びに

- ①大字中島字木ノ下、和田下、ボチャシキ、久保田及びタカギワの全部の地域、
- ②大字泉字鍛冶屋前、竹ノ下、南田、泉台、越堀及び星谷の全部の地域、
- ③大字法木作字西畑88番1地先から大字六手字沖田351番3地先までの県道荻作君津線の両側200メートルの地域、
- ④大字六手字神明渡259番4地先から大字中島字中島292番9地先までの市道六手・中島線の両側200メートルの地域、
- ⑤大字中島字北原田647番3地先から大字福岡字西根472番1地先までの市道君津・清和線の両側200メートルの地域、
- ⑥大字福岡字西根473番1地先から字高原218番1地先までの県道小櫃佐貫停車場線の両側200メートルの地域、
- ⑦大字福岡字高原217番1地先から大字西栗倉字田縁132番1地先までの市道君津・清和線の両側200メートルの地域、
- ⑧大字西栗倉字天神下131番2地先から130番1地先までの県道久留里鹿野山湊線の両側200メートルの地域、
- ⑨大字塚原字代畑111番1地先から字仲町69番2地先までの市道塚原・行馬線の両側200メートルの地域、
- ⑩大字西栗倉字湯ノ上120番地先から大字東栗倉字七福415番1地先までの国道465号の両側200メートルの地域、
- ⑪大字内箕輪1丁目27番1地先から大字東栗倉字七福415番2地先までの県道君津鴨川線の両側100メートルの地域、
- ⑫大字青柳字天王原及び東天王原の全部の地域、
- ⑬大字青柳字スタレ172番2地先から木更津市境界までの国道410号の両側200メートルの地域、
- ⑭大字俵田字菊沢38番1地先から木更津市境界までの市道小櫃松丘線の両側200メートルの地域、
- ⑮大字吉野字尾代場180番1地先から大字三田字毛無田270番1地先までの県道加茂木更津線の両側100メートルの地域、
- ⑯大字三田字毛無田270番1地先から大字末吉字下浪帰226番1地先までの県道加茂木更津線の両側200メートルの地域、
- ⑰大字末吉字作畑589番4地先から大字末吉字後宿898番地先までの市道末吉線の両側100メートルの地域、
- ⑱大字吉野字尾代場180番1地先から字走口117番地先までの市道川谷小櫃線の両側100メートルの地域、
- ⑲大字小市部字橋戸の全部の地域、
- ⑳大字久留里市場の全部の地域並びに大字久留里字安住の全部の地域

### 3-3. 君津市環境保全条例の届出を要する区域

市内全域

## 4. 特定施設の種類と必要な届出について

### 4-1. 騒音、振動に係る特定施設

	特定施設の種類	騒音	振動	条例(騒音)	条例(振動)
金属加工機械	圧延機械 (原動機の定格出力の合計が 22.5kW 以上)	1.イ ○	—	1.ア ○	1.ア ○
	製管機械	1.ロ ○	—	1.イ ○	1.イ ○
	ベンディングマシン (原動機の定格出力が 3.75kW 以上)	1.ハ ○ (ロール式のもの。)	—	1.ウ ○	1.ウ ○
	液圧プレス	1.ニ ○ (矯正プレスを除く。)	1.イ ○ (矯正プレスを除く。)	1.エ ○	1.エ ○
	機械プレス	1.ホ ○ (呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上)	1.ロ ○	1.オ ○	1.オ ○
	せん断機	1.ヘ ○ (原動機の定格出力が 3.75kW 以上)	1.ハ ○ (原動機の定格出力が 1kW 以上)	1.カ ○ (シャーリングマシン。原動機の定格出力が 3.75kW 以上)	1.カ ○ (シャーリングマシン。原動機の定格出力が 1kW 以上)
	鍛造機	1.ト ○	1.ニ ○	1.キ ○	1.キ ○
	ワイヤーフォーミングマシン	1.チ ○	1.ホ ○ (原動機の定格出力が 37.5kW 以上)	1.ク ○	1.ク ○
	ブラスト	1.リ ○ (タンブラスト以外のものであつて、密閉式のものを除く。)	—	1.ケ ○	—
	タンブラー	1.ヌ ○	—	1.コ ○	—
	製鋳機	—	—	1.サ ○	—
	製釘機	—	—	1.シ ○	—
	切断機	1.ル ○ (といしを用いるものに限る。)	—	1.ス ○ (高速度切断機)	—
	平削盤	—	—	1.セ ○	—
	型削盤	—	—	1.ソ ○	—
	研磨機	—	—	1.タ ○	—
自動やすり目立 (原動機の定格出力が 1.5kW 以上のものに限る。)	—	—	1.チ ○	—	

特定施設の種類		騒音	振動	条例(騒音)	条例(振動)
圧縮機 ※		2 ○ (空気圧縮機。原動機の定格出力が7.5kW以上)	2 ○ (低振動型のもを除き、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	2 ○ (原動機の定格出力が3.75kW以上)	2 ○ (原動機の定格出力が3.75kW以上)
送風機		2 ○ (原動機の定格出力が7.5kW以上)	—	3 ○ (排風機を含み、原動機の定格出力が3.75kW以上)	2 ○ (排風機を含み、原動機の定格出力が3.75kW以上)
粉砕機	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	3 ○ (原動機の定格出力が7.5kW以上)	3 ○ (原動機の定格出力が7.5kW以上)	4.ア ○	3.ア ○ (原動機の定格出力が3.75kW以上)
	食品加工用粉砕機	—	—	4.イ ○	3.イ ○ (原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
	その他の用に供する粉砕機(破砕機及び摩砕機を含む。)	—	—	4.ウ ○	3.ウ ○ (原動機の定格出力が3.75kW以上のものに限る。)
繊維機械	織機(原動機を用いるものに限る。)	4 ○	4 ○	5.ア ○	4○
	紡績機械	—	—	5.イ ○	—
	編組織	—	—	5.ウ ○	—
	撚糸機	—	—	5.エ ○	—
建設用資材製造機械	コンクリートプラント	5.イ ○ (気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上のものに限る。)	—	6.ア ○	—
	アスファルトプラント	5.ロ ○ (混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)	—	6.イ ○	—

※空調機の圧縮機については、定格出力が3.75kW以上のものは全て条例での届出となります。

	特定施設の種類	騒音	振動	条例(騒音)	条例(振動)
コンクリート製品製造機械	コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のものに限る。)	—	5 ○	—	5.ア ○
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のものに限る)	—	5 ○	—	5.イ ○
	穀物用製粉機(ロール式のものであつて、原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。)	6 ○	—	—	—
木材加工機械	ドラムバーカー	7.イ ○	6.イ ○	7.ア ○	6.ア ○
	チップパー	7.ロ ○(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)	6.ロ ○(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)	7.イ ○	6.イ ○
	碎木機	7.ハ ○	—	7.ウ ○	—
	帯のご盤	7.ニ ○(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)	—	7.エ ○(原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。)	—
	丸のご盤	7.ホ ○(製材用のものにあつては原動機の定格出力が15kW以上のもの、木工用のものにあつては原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)	—	7.オ ○(原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。)	—
	かな盤	7.ヘ ○(原動機の定格出力が2.25kW以上のものに限る。)	—	7.カ ○(原動機の定格出力が0.75kW以上のものに限る。)	—
	抄紙機	8 ○	—	8 ○	—
	印刷機械(原動機を用いるものに限る。)	9 ○	7 ○(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)	9 ○	7 ○(原動機の定格出力が2.2kW以上のものに限る。)
	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30kW以上のものに限る。)	—	8 ○	—	8 ○
	合成樹脂用射出成形機	10 ○	9 ○	10 ○	9 ○

特定施設の種類		騒音	振動	条例(騒音)	条例(振動)
鋳造型機		11 ○(ジョルト式のものに限る。)	10 ○(ジョルト式のものに限る。)	11 ○	10 ○(ジョルト式のものに限る。)
ニューマチックハンマー		—	—	12 ○	—
ロール機		—	—	13 ○	—
自動製びん機		—	—	14 ○	—
ドラムかん洗淨機		—	—	15 ○	—
ロータリーキルン		—	—	16 ○	—
コルゲートマシン		—	—	17 ○	—
重油バーナー(重油(灯油を含む。)使用量が毎時 15ℓ 以上のものに限る。)		—	—	18 ○	—
走行クレーン	天井走行クレーン(原動機の定格出力の合計が 7.5kW 以上のものに限る。)	—	—	19. ア○	
	門型走行クレーン(原動機の定格出力の合計が 7.5kW 以上のものに限る。)	—	—	19. イ○	
集じん装置		—	—	20 ○	—
冷凍機(原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)		—	—	21 ○	11 ○
原動機	(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) ディーゼルエンジン(定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)	—	—	22. ア○	—
	(船舶又は車両等の原動機として使用されるものを除く。) ガソリンエンジン(定格出力が 7.5kW 以上のものに限る。)	—	—	22. イ○	—
クーリングタワー(原動機の定格出力が 0.75kW 以上のものに限る。)		—	—	23 ○	—
営業を目的として設置される原動機付二輪車(道路交通法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車のうち自動二輪車及び同項第 10 号に規定する原動機付自転車並びにこれらを改造したものをいう。)		—	—	24 ○	—
振動フィーダ		—	—	—	12 ○

備考

騒音：騒音規制法の特定施設      振動：振動規制法の特定施設  
 条例(騒音)：君津市環境保全条例の騒音に係る特定施設  
 条例(振動)：君津市環境保全条例の振動に係る特定施設

○：届出が必要      —：届出が不要

ただし、次に掲げる施設は届出が必要でない。

- ・電気事業法に規定する電気工作物
- ・ガス事業法に規定するガス工作物
- ・鉱山保安法に規定する鉱山に設置される施設



4-2. ばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定施設

特定施設の種類	条例(ばい煙、粉じん及び悪臭)
1 食料品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 乾燥施設 イ 粉碎施設 ウ たん白質分解施設	○
2 繊維工業(衣服その他の繊維製品に係るものを除く。)の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 樹脂加工施設 イ 漂白施設 ウ 植毛施設 エ 製綿施設	○
3 木材若しくは木製品の製造又はパルプ、紙若しくは紙加工品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア タール又はアスファルト合浸施設 イ 吹付塗装施設 ウ くん蒸施設 エ 漂白施設 オ 切断施設 カ 粉碎施設 キ 研削施設	○
4 出版、印刷又はこれらの関連作業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア グラビア印刷施設 イ 金属板印刷施設	○
5 化学工業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 反応施設 イ 精製施設 ウ 抽出施設 エ 電解施設 オ 重合施設 カ 蒸発濃縮施設 キ 乾燥施設 ク 焙焼施設 ケ 粉碎施設 コ 造粒施設 サ 混合、配合施設 シ 分解施設 ス 合成施設 セ 蒸留施設	○
6 ゴム製品の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 加硫施設 イ 混練施設	○
7 窯業又は土石製品製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 粉碎施設 イ 混合、配合施設 ウ 熔融施設 エ 焼成施設 オ 乾燥施設 カ 研磨施設 キ 選別施設 ク 粉体用コンベアー施設	○
8 鉄鋼、非鉄金属、金属製品、機械又は機械器具の製造の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 非鉄金属熔融施設 イ 熔融めっき施設 ウ 電気めっき施設 エ 酸洗施設 オ エッチング施設 カ 吹付塗装施設 キ 乾燥焼付施設 ク 粉碎施設 ケ 選別施設 コ 混合、配合施設 サ 電解施設 シ 精練施設 ス 研磨施設 セ 粉体用コンベアー施設	○
9 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 牛房施設(牛房の総面積が100平方メートル未満のものを除く。) イ 豚房施設(豚房の総面積が50平方メートル未満のものを除く。) ウ 鶏舎(鶏の飼養数が1,000羽未満のものを除く。)	○
10 その他の製造等の用に供する施設であって、次に掲げるもの ア 吹付塗装施設 イ 乾燥焼付施設 ウ 電気めっき施設 エ 貝がらの粉碎施設 オ 鶏ふんの乾燥施設	○

備考

条例(ばい煙、粉じん及び悪臭)：君津市環境保全条例のばい煙、粉じん及び悪臭に係る特定施設

○：届出が必要

ただし、次に掲げる施設は届出が必要でない。

- ・ 大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、同法に規定する一般粉じん発生施設及び同法に規定する特定粉じん発生施設
- ・ 鉱山保安法に規定する鉱山に設置される施設

- ・電気事業法に規定する電気工作物
- ・ガス事業法に規定するガス工作物

#### 4-3. 地下水の著しい低下及び地盤の沈下に係る特定施設

特定施設の種類	条例(地下水の著しい低下及び地盤の沈下)
1 揚水施設(動力を用いて地下水を採取するための施設であって、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計)が6 cm <sup>2</sup> を超えるもの)	○

備考 条例(地下水の著しい低下及び地盤の沈下)：君津市環境保全条例の地下水の著しい低下及び地盤の沈下に係る特定施設

○：届出が必要

ただし、次に掲げる施設は届出が必要でない。

- ・温泉法の規定により許可を受けた動力装置
- ・河川法が適用され、または準用される河川の同法に規定する河川区域に設置される施設
- ・工業用水法に規定する指定地域内に設置される井戸
- ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律に規定する指定地域内に設置される揚水施設
- ・千葉県環境保全条例に規定する指定地域内に設置される揚水施設
- ・建設作業その他臨時的な用に供する施設であって、市長が認めたもの

## 5. 特定施設の届出について

騒音規制法、振動規制法及び君津市環境保全条例に基づく特定施設に関する届出は、各法令に定められた期日までに市の窓口へ提出してください。届出期日は、後述の通りです。

なお、提出書類については窓口で受付し、内容を審査して後日副本を返却します。

郵送での提出も可能ですが、市の担当課に届いた日が受付日となるため、届出期日に余裕をもって提出してください。また、副本返信用の封筒を同封してください。

届出は押印不要ですが、各添付書類と合わせて、届出者の本人確認ができる書類(名刺等)の提出をお願いします。

メールで届出をする場合は、副本の返却に代えて届出受理の旨をメールにてお知らせします。

## 6. 特定施設の設置、使用について

騒音規制法または振動規制法の規定により、指定地域内において工場または事業場（特定施設が設置されていないものに限る。）に特定施設を設置しようとする方は、その特定施設の設置工事開始の日の30日前までに、市に届け出なければなりません（騒音規制法第6条、振動規制法第6条より）。ただし、騒音規制法または振動規制法で指定地域が定められた際、現にその地域内に特定施設を設置している方はその地域が指定地域となった日から30日以内に、市に届け出なければなりません（騒音規制法第7条、振動規制法第7条より）。

また、騒音規制法または振動規制法で特定施設が定められた際、現に指定地域内にその施設を設置している方は、その施設が特定施設となった日から30日以内に、市に届け出なければなりません（騒音規制法第7条、振動規制法第7条より）。

騒音規制法または振動規制法の特定施設に該当しない施設であっても、君津市環境保全条例に該当する特定施設を君津市内において設置しようとする方は、市に届け出なければなりません（君津市環境保全条例第34条より）。また、その届出が受理された日から60日（騒音または振動に係る届出にあつては、30日）を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る特定施設を設置してはなりません（君津市環境保全条例第40条より）。ただし、施設が特定施設となった際、現にその特定施設を設置している方は、当該施設が特定施設となった日から30日以内に市に届け出なければなりません（君津市環境保全条例第36条より）。

### 提出書類(正・副2部)

#### (1) 騒音規制法または振動規制法の特定施設

##### 【設置しようとする場合】

- ・ 特定施設設置届出書(騒音規制法様式第1または振動規制法様式第1)
- ・ 添付書類(工場等の事業経歴書、工場等の組織図、特定施設の仕様を示す書類、特定工場等及びその附近の見取図、特定施設の配置図、計算書(騒音計算書等))
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

##### 【現に設置している場合】

- ・ 特定施設使用届出書(騒音規制法様式第2または振動規制法様式第2)
- ・ 添付書類(工場等の事業経歴書、工場等の組織図、特定施設の仕様を示す書類、特定工場等及びその附近の見取図、特定施設の配置図、計算書(騒音計算書等))
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

#### (2) 君津市環境保全条例の特定施設

- ・ 特定施設設置(使用)届出書(条例第4号様式)
- ・ 添付書類(工場等の事業経歴書、工場等の組織図、工場等の敷地の周囲100メートル以内の見取図、井戸の設置場の周囲500メートル以内の見取図(井戸を記入)、条例別紙様式、条例別紙様式に記載の添付書類及び図面、計算書(騒音計算書等))
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

## 7. 特定施設の変更について

騒音規制法または振動規制法の規定により、特定施設の設置を届け出た方は、その届出に係る事項の変更をしようとするときは、変更の工事の開始の日の 30 日前までに、市に届け出なければなりません。ただし、発生する騒音、振動の大きさの増加を伴わない場合は、この限りではありません(騒音規制法第 8 条、振動規制法第 8 条より)。

君津市環境保全条例の規定により、特定施設の設置を届け出た方は、その届出に係る事項の変更をしようとするときは、その旨を市に届け出なければなりません。ただし、変更が届出に係る特定施設のばい煙等の量等の増加を伴わない場合は、この限りではありません。また、その届出が受理された日から 60 日(騒音または振動に係る届出にあつては、30 日)を経過した後でなければ、それぞれの届出に係る特定施設等の使用の方法等を変更してはなりません(君津市環境保全条例第 37 条、同第 40 条より)。

### 提出書類(正・副 2 部)

#### (1) 騒音規制法、振動規制法の特定施設

##### 【数変更】

- ・ 特定施設の種類ごとの数変更届出書(騒音規制法様式第 3)または特定施設の種類及び能力ごとの数、使用の方法変更届出書(振動規制法様式第 3)
- ・ 添付書類(特定施設の仕様を示す書類、特定工場等及びその附近の見取図、特定施設の配置図)
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

##### 【騒音・振動防止の方法変更】

- ・ 騒音の防止の方法変更届出書(騒音規制法様式第 4) または振動の防止の方法変更届出書(振動規制法様式第 4)
- ・ 添付書類(特定施設の仕様を示す書類、特定工場等及びその附近の見取図、特定施設の配置図)
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

#### (2) 君津市環境保全条例の特定施設

- ・ 特定施設構造等変更届出書(条例第 6 号様式)
- ・ 添付書類(条例別紙様式、条例別紙様式に記載の添付書類及び図面)
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

## 8. 氏名等変更、承継、廃止について

騒音規制法または振動規制法の規定により、特定施設の設置を届け出た方は、その届出に係る氏名等の変更があったときまたは、特定施設のすべての使用を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を市に届け出なければなりません(騒音規制法第 10 条、振動規制法第 10 条より)。

また、譲り受け、借り受け、相続、合併または分割により騒音規制法または振動規制法の特定施設を承継した方はその承継があった日から 30 日以内に、その旨を市に届け出なければなりません(騒音規制法第 11 条、振動規制法第 11 条より)。

君津市環境保全条例の規定により、特定施設の設置を届け出た方は、その届出に係る氏名等の変更があったときまたは、その届出に係る特定施設を廃止したときは、その日から 30 日以内に、その旨を市に届け出なければなりません(君津市環境保全条例第 41 条より)。

また、譲り受け、借り受け、相続、合併または分割により君津市環境保全条例の特定施設を承継した方はその承継があった日から 30 日以内に、その旨を市に届け出なければなりません(君津市環境保全条例第 42 条より)。

### 提出書類(正・副 2 部)

#### (1) 騒音規制法または振動規制法の特定施設

##### 【氏名変更】

- ・ 氏名等変更届出書(騒音規制法様式第 6、振動規制法 様式第 6)
- ・ 添付書類(変更を証明する書類)
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

##### 【承継】

- ・ 承継届出書(騒音規制法様式第 8、振動規制法様式第 8)
- ・ 添付書類(変更を証明する書類)
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

##### 【全廃】

- ・ 特定施設使用全廃届出書(騒音規制法様式第 7、振動規制法様式第 7)
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

#### (2) 君津市環境保全条例の特定施設

##### 【氏名変更】

- ・ 氏名等変更届出書(条例第 10 号様式)
- ・ 添付書類(変更を証明する書類)
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

##### 【承継】

- ・ 承継届出書(条例第 12 号様式)
- ・ 添付書類(変更を証明する書類)
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

##### 【廃止】

- ・ 特定施設等使用廃止届出書(条例第 11 号様式)
- ・ 添付書類(廃止する特定施設がわかる書類)
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

※工場長等を届出者とする場合は、代表取締役からの委任状を添付

## 9. その他

### (1) 揚水量等の測定

君津市環境保全条例の地下水の著しい低下及び地盤の沈下に係る特定施設のうち揚水施設の揚水機の吐出口の断面積(吐出口が2以上あるときまたは井戸が2以上ある場合ときは、吐出口の断面積の合計)が19平方センチメートル以上の井戸を設置している方は、揚水量等の測定をし、測定の結果は、揚水量等測定記録表(条例別記第1号様式)により記録しなければなりません。記録表は3年間保存しなければなりません(君津市環境保全条例第31条、同施行規則第7条、第8条より)。

### (2) 事故時における措置

君津市環境保全条例の特定施設を設置している者は、当該特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、当該事故に係る特定施設から発生し、及び排出され、または飛散するばい煙等の量等が規制基準に適合しないものとなったときまたはそのおそれがあるときは、直ちに、その事故について応急の措置を講ずるとともに、その旨を、電話等の迅速な方法により、市に届け出て、その事故を速やかに復旧するよう努めなければなりません(君津市環境保全条例第32条、同施行規則第9条より)。

また、届出に係る事故について復旧工事を完了したときは、特定施設事故復旧工事完了届出書(別記第3号様式)により速やかに市に届け出なければなりません(君津市環境保全条例第32条、同施行規則第10条より)。

#### 提出書類(正・副2部)

- ・ 特定施設事故復旧工事完了届出書(条例第3号様式)
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

### (3) 現況届

君津市環境保全条例に基づき特定施設の届出をした者のうち、畜産農業又はサービス業の用に供する特定施設を設置している者は当該特定施設等の届出を受理された日から2年を経過するごとに、2年を経過した日から30日以内に特定施設等の現況を特定施設等現況届出書(条例第8号様式)により、届け出なければなりません(君津市環境保全条例第38条、同施行規則第13条、第14条より)。

#### 提出書類(正・副2部)

- ・ 特定施設等現況届出書(条例第8号様式)
- ・ 条例別紙様式、条例別紙様式に記載の添付書類及び図面
- ・ 届出者の本人確認ができるもの(名刺等)

#### (4) 勧告

市は、騒音規制法または振動規制法に基づき特定施設の設置または特定施設の数等の変更の届出があった場合、その届出に係る特定工場等において発生する騒音または振動が規制基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、その届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動の防止の方法または特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画を変更すべきことを勧告することができます（騒音規制法第 9 条、振動規制法第 9 条）。

市は、騒音または振動に係る君津市環境保全条例の届出に係る特定施設等に係る騒音または振動が規制基準に適合しないことにより、その特定施設が設置されている工場等の場所の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から 30 日以内に限り、届出をした者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、騒音または振動の防止の方法または特定施設の使用の方法若しくは配置に関する計画の変更を勧告することができます（君津市環境保全条例第 39 条より）。

#### (5) 命令

市は、騒音規制法または振動規制法に基づき勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音、振動の防止の方法の改善または特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができます（騒音規制法第 12 条、振動規制法第 12 条）。

市は、君津市環境保全条例の届出（騒音または振動に係る届出を除く。）に係る特定施設等に係るばい煙等の量等が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、届出をした者に対し、特定施設等の構造若しくは使用の方法またはばい煙等の防止方法に関する計画の変更または廃止を命ずることができます（君津市環境保全条例第 39 条より）。

#### (6) 改善措置

君津市環境保全条例に基づく命令または勧告を受けた者は、命令または勧告に従い、措置を講じたときは、速やかにその旨を市に特定施設設置等改善措置届出書（条例第 9 号様式）により届け出なければなりません（君津市環境保全条例第 39 条、同施行規則第 14 条より）。

#### 提出書類（正・副 2 部）

- ・ 特定施設設置等改善措置届出書（条例第 9 号様式）
- ・ 届出者の本人確認ができるもの（名刺等）

### お問い合わせ

君津市役所 経済環境部 環境保全課

電話: 0439-56-1212

FAX : 0439-56-1314

E-mail: kankyo-h@city.kimitsu.lg.jp